



福岡医発第3477号(地)

平成29年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律等について」は、平成26年12月12日付福岡医発第2495号(地)にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、前記の改正法が平成28年4月1日に全面施行されたこと等に伴い、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針」が改正、公布され、厚生労働省より各都道府県知事等宛別添の通知がなされた旨、日本医師会より連絡がありました。

本改正の主な内容は、新型インフルエンザ等感染症に係る記載の追加、現在の状況を踏まえた記載の修正、その他文言の追加修正等であります。詳細は添付の新旧対照表をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

(地Ⅲ257F)

平成29年3月21日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律等について」は、平成26年12月8日付（地Ⅲ231）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、前記の改正法が平成28年4月1日に全面施行されたこと等に伴い、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針」が改正、公布され、厚生労働省より各都道府県知事等宛別添の通知がなされました。

本改正の主な内容は、新型インフルエンザ等感染症に係る記載の追加、現在の状況を踏まえた記載の修正、その他文言の追加修正等ではありますが、詳細は添付の新旧対照表をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知、協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 0 3 1 0 第 1 号
平 成 29 年 3 月 10 日

各 { 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日に全面施行されたこと等に伴い、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号。以下「指針」という。）を別添のとおり改正し、本日公布されましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

改正法が、平成 28 年 4 月 1 日に全面施行され、基本指針に定める事項が改正されたこと等を踏まえ、必要な見直しを行うものである。

第 2 主な改正内容

共通事項

- ・ 新型インフルエンザ等感染症に係る記載を新たに加える。

前文

- ・ 前回の実質的な指針改正から現在（平成 28 年末）までの状況の変化を踏まえた文言修正。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

- ・ 前回の実質的な指針改正から現在（平成 28 年末）までの状況の変化を踏まえた文言修正。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- ・ 法第十四条の二の規定に基づく「指定提出機関制度」についても、提出機関の指定に当たって、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である旨を新たに加える。
- ・ 一部の五類感染症について、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については適切に行われることが求められる旨を新たに加える。
- ・ 結核に係る定期の健康診断について、結核に関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 72 号）改正に伴い文言の修正を行う。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- ・ 検体採取に係る勧告又は措置の対象者は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等とすべきである旨を新たに加える。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・ 新型インフルエンザ等感染症などの汎流行に備え、予防に必要な医薬品の備蓄又は確保にも努める旨を新たに加える。

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構について新たに加える。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- ・ 地方衛生研究所等の各検査機関の検査体制について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条の三及び第八条の規定に基づき整備し、管理することが重要である旨を新たに加える。
- ・ 国立感染症研究所村山庁舎の整備に係る記載の修正。

第十一 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・ 重症急性呼吸器症候群及び痘そうについて、行動計画の策定・公表に係る記載を削除する。

第十二 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・ 動物の輸入届出制度について新たに加える。

- 世界保健機関の拡大予防接種計画に係る記載について削除する。

第3 適用期日

平成 29 年 3 月 10 日

○厚生労働省告示第六十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十九年三月十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

前文を次のように改める。

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）を制定した。

同法は制定後も数次にわたる改正を行っているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査並びに研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、感染症対策が総合的かつ計画的に推進されるべき必要がある。

なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一の一を次のように改める。

一 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

第一の二中「従来の集団防衛に重点を置いていた考え方から」を削り、「予防の推進に転換していくことが必要である」を「予防を推進していくことが重要である」に改める。

第一の三の一中「感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく」を削る。

第二の二の一中「感染症に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していくこと（以下「感染症発生動向調査」という。）を「感染症発生動向調査を実施すること」に改める。

第二の二の二中「及び五類感染症」を「二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症」に改める。

第二の二の三中「法第十四条」を「法第十四条第一項及び第十四条の二第一項」に改める。

第二の二の五中「及び三類感染症の患者」を「三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者」に改め、必要がある」の下に「ほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要がある」を加える。

第二の三の1を次のように改める。

1 高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起しやすいため職業等の定期的健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

第二の四中「飲食に起因する感染症をいう。以下同じ。」を削る。

第二の六の1中「乗客等について」の下に「質問、診察及び検査により」を加え、「検診」を「確認」に改める。

第二の六の3中「政令」を「検疫法施行令（昭和二十六年政令三百七十七号）」に改める。

第二の六の5中「四類感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第三の二中「健康診断、就業制限及び入院」を「検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院」に改め、同二の5を同二の6とし、同二の2から同二の4までを1ずつ繰り下げ、同二の1の次に次のように加える。

2 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とすべきである。

第三の五の2中「又は四類感染症」を「四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三の五の4中「積極的疫学的調査」を「積極的疫学調査」に改める。

第四の一の1中「伝染病予防法を制定した当時には、感染症に対する有効な治療法が存在しないといった実情を背景として、患者を集団から隔離するという施策が基本となり、積極的に医療を提供していくといった視点に乏しかったことは事実である。しかしながら」を削り、「とする必要がある」を「である」に改める。

第四の二の1中「及び二類感染症」を「二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同二の2を削り、同二の3を同二の2とし、同二の4中「新型インフルエンザ等」を「新型インフルエンザ等感染症など」に、「汎流行時」を「汎流行時」に改め、「その」の下に「予防又は」を加え、同二の4を同二の3とし、同二の5を同二の4とする。

第四の三の1中「これと併せて二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加え、「又は二類感染症」を「二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第四の三の2中「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四の三の3中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改め、「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四の三の4を削り、同三の5を同三の4とし、同三の6中「新型インフルエンザ」を「新型インフルエンザ等感染症」に改め、同三の6を同三の5とし、同三の7中「新型インフルエンザ等」を「新型インフルエンザ等感染症など」に改め、「その」の下に「予防又は」を加え、同三の7を同三の6とする。

第四の四の1中「又は二類感染症」を「二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第四の五の1中「及び二類感染症」を「二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第五の二の1中「検疫所」の下に「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」を加える。

第五の四中「国立感染症研究所や国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を「国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

第六の二中「昭和三十五年法第四百十五号」を「昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。に改める。

第六の五中「新型インフルエンザの」を「新型インフルエンザ等感染症などの感染症の」に改め、「汎流行時等のように」の下に「当該感染症の予防及びまん延の防止に必要な」を加え、「製造業者」を「製造販売業者」に改め、「国は」の下に「ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合」を加え、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品医療機器等法」に改める。

第七の一の1中「しかしながら、国内における病原体等の検査体制等は、感染症の発生数の減少等により、必ずしも質的及び量的に十分に保たれているとは言えない」を削る。

第七の一の2を次のように改める。

2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七條の三及び第八條の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

第七の二中「国立感染症研究所の機能強化を行い、一種病原体等を所持できる体制を整える等、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設の稼働も含めた十分な体制の整備」を「病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等」に改める。

第八の一中「現在、」の下に「国内において感染者が減少している」を加える。

第九の二の 3 中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症等のそれぞれの感染症について、予防のための方策をまとめた総合的な」を「特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、」に改める。

第十一の一の 1 の後段を削る。

第十二の四の 5 を同四の 6 とし、同四の 4 を同四の 5 とし、同四の 3 中「2」を「3」に改め、同四の 3 を同四の 4 とし、同四の 2 を同四の 3 とし、同四の 1 の次に次のように加える。

2 感染症を人に感染させるおそれがある動物（法第五十四条の規定により輸入が禁止されているものを除く。）又はその死体を輸入しようとする場合にも、法第五十六条の二の規定に基づき届出書の提出及び感染症にかかっている旨又はかかっている疑いが無い旨等を記載した輸出国政府機関の発行する衛生証明書又はその写しの添付を求める。

第十二の六中「の拡大予防接種計画等への協力」を「との連携等国際協力」に改め、同六の 1 を削り、同六の 2 を同六の 1 とし、同六の 3 を同六の 2 とする。

○ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件 新旧対照条文
感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）を制定した。 同法は制定後も数次にわたる改正を行っているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査並びに研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。 本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、感染症対策が総合的かつ計画的に推進されることが必要である。 なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。	明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。その一方で、感染症関係施策においては、感染症の患者等の人権を尊重し、積極的な情報の公表や厳格な手続の保障等を行う透明で公正な行政についても、新しい時代の感染症対策の本質的な要素として求められてきている。 このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。 本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、今後の感染症対策が総合的かつ計画的に推進されることが必要である。 なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第九条第

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の国民への積極的な公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していくことが重要である。

三 人権の尊重

1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。

2 (略)

四 十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 (略)

二 感染症発生動向調査

三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

新しい時代の感染症対策においては、感染症が発生してから防疫措置を講ずる事後対応型行政から、国内外における第二の二に定める感染症発生動向調査のための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政に転換していく必要がある。

二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の国民への積極的な公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進に転換していくことが必要である。

三 人権の尊重

1 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。

2 (略)

四 十 (略)

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 (略)

二 感染症発生動向調査

1 国及び都道府県等が、感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系を進めていくことが不可欠である。国及び都道府県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。

3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条第一項及び第十四条の二第一項に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。

4 (略)

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については、適切に行われることが求められる。

6 〽 9 (略)

三 結核に係る定期の健康診断

1 国及び都道府県等が、感染症に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していくこと（以下「感染症発生動向調査」という。）は、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系を進めていくことが不可欠である。国及び都道府県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。

3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。

4 (略)

5 一類感染症、二類感染症及び三類感染症の患者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要がある。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については、適切に行われることが求められる。

6 〽 9 (略)

三 結核に係る定期の健康診断

1 高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすしい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

2 (略)

四 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携

都道府県等においては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることが効果的かつ効率的である。

五 (略)

六 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基づき次の事務を行う。

1 船舶、航空機等の乗客等について、質問、診察及び検査により検査感染症の患者の有無を確認し、患者発見時には、感染症指定医療機関等への隔離、停留及び消毒等の措置を実施する。貨物等についても検査及び防疫措置を実施する。

2 (略)

3 感染症の病原体の国内への侵入防止を図るため、出入国者等の求めに応じ、検査感染症及び検査感染症以外の検疫法施行令（昭和二十六年政令三百七十七号）で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査、予防接種等の業務を実施するとともに、海外における検査感染症の発生状況等を把握し、必要な情報を提供する。

4 (略)

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型コロナウイルスエンザ等感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった場合又は2により入国者の健康状態の異状を確認した

1 高齢者、地域の実情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発症すると二次感染を起こしやすしい職業に就労している者等の定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

2 (略)

四 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携

都道府県等においては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症（飲食に起因する感染症をいう。以下同じ。）の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることが効果的かつ効率的である。

五 (略)

六 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基づき次の事務を行う。

1 船舶、航空機等の乗客等について、検査感染症の患者の有無を検診し、患者発見時には、感染症指定医療機関等への隔離、停留及び消毒等の措置を実施する。貨物等についても検査及び防疫措置を実施する。

2 (略)

3 感染症の病原体の国内への侵入防止を図るため、出入国者等の求めに応じ、検査感染症及び検査感染症以外の政令で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査、予防接種等の業務を実施するとともに、海外における検査感染症の発生状況等を把握し、必要な情報を提供する。

4 (略)

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった場合又は2により入国者の健康状態の異状を確認した場合には、関係都道府県等の

場合には、関係都道府県等への通知により、国内の感染症対策との連携を図る。

七・八 (略)

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 (略)

二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

1 対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第二十条第六項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行うことが必要である。

2 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とすべきである。

3 5 (略)

三・四 (略)

五 積極的疫学調査

1 (略)

2 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重

通知により、国内の感染症対策との連携を図る。

七・八 (略)

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 (略)

二 健康診断、就業制限及び入院

1 対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第二十条第六項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行うことが必要である。

(新設)

2 5 (略)

三・四 (略)

五 積極的疫学調査

1 (略)

2 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

要である。

3 (略)

4 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、調査を行う地域の実情を把握している都道府県等と連携を取りながら必要な情報の収集を行っていくことが重要である。

六十二 (略)

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1 近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。

2・3 (略)

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定医療機関を指定することとする。
(削除)

3 | 2 | (略)

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、その予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。また、国は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係

3 (略)

4 緊急時において、国が積極的疫学的調査を実施する場合には、調査を行う地域の実情を把握している都道府県等と連携を取りながら必要な情報の収集を行っていくことが重要である。

六十二 (略)

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1 伝染病予防法を制定した当時には、感染症に対する有効な治療法が存在しないといった実情を背景として、患者を集団から隔離するという施策が基本となり、積極的に医療を提供していくといった視点に乏しかったことは事実である。しかしながら、近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを施策の基本とする必要がある。

2・3 (略)

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症及び二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定医療機関を指定することとする。

2 厚生労働大臣は、今後の国内における新感染症の発生及び海外から国内への侵入の可能性等を総合的に勘案して、特定感染症指定医療機関を国内に数ヶ所指定することとする。

3 | 4 | (略)

新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。また、国は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく

者の理解を得ておく必要がある。

4 | (略)

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる第一種感染症指定医療機関として指定することができる。

2 都道府県知事は、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定することとする。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案

必要がある。

5 | (略)

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる第一種感染症指定医療機関として指定することができる。

2 都道府県知事は、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定することとする。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の総和以上

して必要と認める病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。
(削除)

4 | (略)

5 | 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型コロナウイルスエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

6 | 新型コロナウイルスエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

1 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。

2 | 4 (略)

五 関係各機関及び関係団体との連携

1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症に対応する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ、必要な指導を積極的に行うことが重要である。

2 | 3 (略)
六 (略)

となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。

4 | 都道府県知事は、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、結核指定医療機関に指定することとする。

5 | (略)

6 | 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型コロナウイルスエンザの汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。

7 | 新型コロナウイルスエンザ等の感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

1 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症又は二類感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。

2 | 4 (略)

五 関係各機関及び関係団体との連携

1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症及び二類感染症に対応する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ、必要な指導を積極的に行うことが重要である。

2 | 3 (略)
六 (略)

第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

一 (略)

二 国における感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進

1 国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立保健医療科学院、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2 3 4 (略)

三 (略)

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 (略)

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 (略)

二 国における研究開発の推進

国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行うため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。

また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第七十七条の二に規定する希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。

第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

一 (略)

二 国における感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進

1 国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立保健医療科学院、検疫所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2 3 4 (略)

三 (略)

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所や国立研究開発法人国立国際医療研究センターをはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 (略)

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 (略)

二 国における研究開発の推進

国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行うため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。

また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二に規定する希少疾病用医薬品指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。

なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチ

なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。

三・四（略）

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等のように当該感染症の予防及びまん延の防止に必要なワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造販売業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合、当該ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について開発の支援を行うとともに、医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、医薬品医療機器等法に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能

ン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。

三・四（略）

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザの汎流行時等のようにワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能

力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。

2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条の三及び第八条の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

二 国における感染症の病原体等の検査の推進
国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等を図る必要がある。

三・四（略）

第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

一 人材の養成に関する基本的な考え方
現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要となつていことを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種^二の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二・六（略）

力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。しかしながら、国内における病原体等の検査体制等は、感染症の発生数の減少等により、必ずしも質的及び量的に十分に保たれているとは言い難い。

2 このため、国立感染症研究所、地方衛生研究所をはじめとする各関係機関における病原体等の検査体制等の充実を進めていくことが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

二 国における感染症の病原体等の検査の推進
国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、国立感染症研究所の機能強化を行い、一種病原体等を所持できる体制を整える等、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設の稼働も含めた十分な体制の整備を図る必要がある。

三・四（略）

第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

一 人材の養成に関する基本的な考え方
現在、感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要とされていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種^二の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二・六（略）

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人權の尊重に関する事項

一 (略)

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人權の尊重に関する方策

1・2 (略)

3 国は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

三〇六 (略)

第十 (略)

第十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、予防計画において、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

2〇5 (略)

二〇六 (略)

第十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一〇三 (略)

四 動物由来感染症対策

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人權の尊重に関する事項

一 (略)

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人權の尊重に関する方策

1・2 (略)

3 国は一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症等のそれぞれの感染症について、予防のための方策をまとめた総合的な指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

三〇六 (略)

第十 (略)

第十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、予防計画において、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

特に、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び痘そうについては、当該感染症の所見がある者が空港等に到着した場合、帰国した者が数日後、居住地又は職場で当該感染症の所見があると認められた場合等の具体的な事例を想定し、あらかじめ、予防計画において、医療提供体制や移送の方法等についての具体的な行動計画を定め、公表することとする。

2〇5 (略)

二〇六 (略)

第十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一〇三 (略)

四 動物由来感染症対策

七 (略) 1・2 (略) 五 (略) 六 (削除) 世界保健機関との連携等国際協力 1 感染症の病原体を媒介するおそれの高い動物の輸入に関する措置については、厚生労働省及び農林水産省は連携して、感染症の発生状況等を考慮して、輸入禁止地域（法第五十四条第一号に規定する地域をいう。）を設定するとともに、輸入が可能な地域から持ち込まれるものであっても法第五十五条が規定するところにより安全性が確保されるための一定の条件に適合するものについてのみ輸入を認める。 2 感染症を人に感染させるおそれがある動物（法第五十四条の規定により輸入が禁止されているものを除く。）又はその死体を輸入しようとする場合にも、法第五十六条の二の規定に基づき届出書の提出及び感染症にかかっている旨又はかかっている疑いが無い旨等を記載した輸出国政府機関の発行する衛生証明書又はその写しの添付を求める。 3 (略) 4 ペット等の動物を飼育する者は、3により国民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要である。 5・6 (略)	七 (略) 2・3 (略) 五 (略) 六 (新設) 世界保健機関の拡大予防接種計画等への協力 1 我が国としては、国内の急性灰白髄炎の発生動向調査を強化するとともに、未だに急性灰白髄炎が発生している地域に対して積極的に協力を行い、急性灰白髄炎の根絶を推進する。また、麻しんその他の対象疾患についても、世界保健機関と連携を図り、必要な施策を推進することが重要である。 2 (略) 3 (略) 4 ペット等の動物を飼育する者は、2により国民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要である。 5 (略) 1 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置については、厚生労働省及び農林水産省は連携して、感染症の発生状況等を考慮して、輸入禁止地域（法第五十四条第一号に規定する地域をいう。）を設定するとともに、輸入が可能な地域から持ち込まれるものであっても法第五十五条が規定するところにより安全性が確保されるための一定の条件に適合するものについてのみ輸入を認める。
--	---

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

(平成十一年四月一日)

(厚生省告示第百十五号)

改正 平成一二年一二月二八日厚生省告示 第六二三号

同 一五年一二月一九日厚生労働省告示第四三八号

同 一七年 三月三一日同 第一五八号

同 一九年 三月三〇日同 第七一号

同 二二年 三月三一日同 第一三九号

同 二三年 五月 二日同 第一五二号

同 二六年一二月二日同 第四三九号

同 二七年 三月三一日同 第一九三号

同 二八年 三月 十日同 第六十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針を次のように策定したので、同条第五項の規定により告示する。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成

十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）を制定した。

同法は制定後も数次にわたる改正を行っているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査並びに研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、感染症対策が総合的かつ計画的に推進されることが必要である。

なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向

一 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

二 国民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の国民への積極的な公表を進めつつ、国民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していくことが重要である。

三 人権の尊重

1 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めるべきである。

2 感染症に関する個人情報保護には十分留意すべきである。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めるべきである。

四 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、国民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、本指針及び予防計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行うことが必要である。

五 国及び地方公共団体の果たすべき役割

1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。この場合、国及び地方公共団体は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重することが重要である。

2 予防計画の作成者たる都道府県と、感染症対策の多くを担うことになる保健所を設置する市及び特別区は、相互に連携して感染症対策を行う必要がある。

3 国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）においては、保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所については都道府県等における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした対応を進めることが重要である。

4 都道府県等は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合に備えるため、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。

六 国民の果たすべき役割

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

七 医師等の果たすべき役割

1 医師その他の医療関係者は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 獣医師等の果たすべき役割

1 獣医師その他の獣医療関係者は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（法第五条の二第二項に規定する者をいう。以下同じ。）は、六に定める国民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九 感染症対策における国際協力

感染症は、もはや一つの国で解決できるものではなく、世界各国が互いに協力しながら対策を進めていかなければならない。特に、感染症に関して海外の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国際機関等との情報交換や国際的取組への協力を進めるとともに、感染症に関する研究や人材養成の面においても国際的な協力を行う必要がある。

十 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、国民の

理解を得つつ、積極的に予防接種を推進していく必要がある。

第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

一 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方

1 感染症の発生の予防のための対策においては、第一の一に定める事前対応型行政の構築を中心として、国及び地方公共団体が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要である。

2 感染症の発生の予防のための対策のための日常行われるべき施策は、二に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患者発生後の対応時（法第四章又は法第五章の規定による措置が必要とされる状態をいう。以下同じ。）以外の状態をいう。以下同じ。）における四に定める食品保健対策、五に定める環境衛生対策、六に定める検疫所における感染症の国内への侵入防止対策等について、関係各機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。また、患者発生後の対応時においては、第三に定めるところにより適切に措置を講ずる必要がある。

3 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進その他の対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うべきである。さらに、国及び地方公共団体においては、国民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要である。

二 感染症発生動向調査

1 国及び都道府県等が、感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠である。国及び都道府県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。

3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条第一項及び第十四条の二第二項に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。

4 法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事、保健所を設置する市の長及び特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずることが重要である。この場合においては、当該都道府県等における保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携することが重要である。

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から都道府県知事等への届出については、適切に行われることが求められる。

6 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置

が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第十四条に規定する指定届出機関から都道府県知事等への届出が適切に行われることが求められる。

7 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、地方衛生研究所が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

8 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国においては、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

9 世界のいずれかの地域において新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等と連携した上で、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。この他、海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

三 結核に係る定期の健康診断

1 高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

2 都道府県においては、予防計画の中に、市町村の意見を踏まえ、罹患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者について定めることが重要である。

四 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携

都道府県等においては、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となること効果がかつ効率的である。

五 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。

2 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域によって実情が異なることから、各市町村が各々の判断で適切に実施するものとする。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とまらないような配慮が必要である。

六 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策

検疫所は、感染症の病原体の国内への侵入防止のため、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）に基づき次の事務を行う。

1 船舶、航空機等の乗客等について、質問、診察及び検査により検疫感染症の患者の有無を確認し、患者発見時には、感染症指定

医療機関等への隔離、停留及び消毒等の措置を実施する。貨物等についても検査及び防疫措置を実施する。

2 検査感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留しないものに対し、必要に応じて、当該感染症の潜伏期間を考慮した一定期間、当該者の健康状態についての報告を求め、健康状態の異状についての有無を確認する。

3 感染症の病原体の国内への侵入防止を図るため、出入国者等の求めに応じ、検査感染症及び検査感染症以外の検査法施行令（昭和二十六年政令三百七十七号）で定める感染症に関する診察、病原体の有無に関する検査、予防接種等の業務を実施するとともに、海外における検査感染症の発生状況等を把握し、必要な情報を提供する。

4 検査港又は検査飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検査感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の病原体保有検査、蚊の発生動向調査等を行い、航空会社等に対する感染症の病原体を媒介する蚊に係る対策の要請、蚊の捕獲その他の防疫措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。

5 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった場合又は2により入国者の健康状態の異状を確認した場合には、関係都道府県等への通知により、国内の感染症対策との連携を図る。

七 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、国や地方公共団体の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等が適切に連携を図っていくことが基本であるが、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図ることが重要である。さらに、国と地方公共団体の連携体制、地方公共団体相互の連携体制、行政機関と医師会等の医療関係団体の連携体制を構築しておく必要がある。

八 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において、地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策に関する事項を定めるに当たっては、一から七までに定

める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 感染症の発生の予防のための施策の考え方の整理
- 2 感染症発生动向調査のための体制の構築に関する事項
- 3 結核に係る定期の健康診断の対象者の選定等の実施に関する事項
- 4 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携に関する事項
- 5 感染症の発生の予防のための都道府県における関係部局の連携や医師会等の医療関係団体との連携に関する事項
- 6 都道府県等における保健所及び地方衛生研究所の役割分担及び両者の連携に関する事項

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

- 1 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、その際には患者等の人権を尊重することが重要である。また、国民個人個人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくことが基本である。
- 2 感染症のまん延の防止のためには、国及び都道府県等が感染症発生动向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた国民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、国民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要である。
- 3 対人措置（法第四章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものとするべきであり、仮に措置を行う場合であっても患者等の人権の尊重が必要である。
- 4 都道府県知事等が対人措置及び対物措置（法第五章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生动向調査等により収集された情報を適切に活用する必要がある。

5 事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

6 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たすとともに、各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

7 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、国及び都道府県は、予防接種法第六条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする必要がある。

二 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

1 対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第二十条第六項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行うことが必要である。

2 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とすべきである。

3 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とすべきである。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、国及び都道府県等が情報の公表を的確に行うことにより、国民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨することも考えられる。

4 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、都道府県等は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行うことが重要である。

5 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。都道府県等においては、入院後も、法第二十四条の二に基づく処遇についての都道府県知事等に対する苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう要請することが重要である。

都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行うことが重要である。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、都道府県等は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行うことが望ましい。

6 入院の勧告等に係る患者等が法第二十二條第三項に基づく退院請求を行った場合には、都道府県知事等は当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行うことが重要である。

三 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然であるが、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、都道府県知事等は、協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮することが必要である。

四 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、都道府県知事等及び都道府県知事の指示を受けた市町村長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努める

とともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のもでなければならない。

五 積極的疫学調査

1 法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容を充実させることが求められる。

2 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であつて国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行うことが重要である。この場合においては、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

3 都道府県知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあつては、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあつた場合は、国や関係する地方公共団体は必要な支援を積極的に行っていくことが必要である。

4 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、調査を行う地域の実情を把握している都道府県等と連携を取りながら必要な情報の収集を行っていくことが重要である。

六 指定感染症の指定

国は、指定感染症について、その有する感染力や重篤性等を勘案して、健康危機管理の観点から緊急避難的に法に規定する措置の全部又は一部を発動できるものとしたという趣旨を踏まえ、指定すべきと判断するに至った根拠を明示して厚生科学審議会の意見を

聴くとともに、意思決定の過程の透明化を図らなければならない。

七 新感染症への対応

1 新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものである。

2 新感染症に関し、都道府県知事等に対し法第五十一条第二項に規定する技術的指導及び助言を行うとき、法第五十一条の二第一項に規定する指示を行うとき又は法第五十三条に規定する指定を行うときは、国はこれをすべきとの判断に至った根拠を明示して厚生科学審議会の意見を聴くとともに、それらの意思決定の過程の透明化を図らなければならない。また、新感染症と疑われる症例が報告された場合には、国は、感染症その他の関連分野の専門家からなるチームを構成して、調査を実施する等の積極的な役割を果たすことが求められる。

八 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携

1 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、都道府県等においては、保健所長等の指揮の下、食品保健部門にあつては主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門にあつては患者に関する情報を収集するといったような役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行うことが重要である。

2 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、都道府県等の食品保健部門にあつては一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、また、感染症対策部門にあつては必要に応じ、消毒等を行う。

3 二次感染による感染症のまん延の防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表の他必要な措置をとる等により、その防止を図る必要がある。

4 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所等は、地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携を図ることが重要である。

九 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、都道府県等の感染症対策部門にあつては、環境衛生部門との連携が重要である。

十 患者発生後の対応時における検疫所の対応

国内に常在しない感染症の患者が発生した場合においては、検疫所は、当該感染症について、第二の六の1、2、4及び5に定める対応を強化することが必要である。

十一 関係各機関及び関係団体との連携

感染症のまん延の防止のためには、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国と地方公共団体、地方公共団体相互間の連携体制及び行政機関と医師会等の医療関係団体並びに国や都道府県等における関係部局の連携体制を構築しておくことが重要である。

十二 予防計画を策定するに当たつての留意点

各都道府県の予防計画において、地域の事情に即した感染症のまん延の防止のための施策に関する事項を定めるに当たっては、一から十一までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。このほか、感染症のまん延の防止の観点からの感染症対策と食品保健対策や環境衛生対策の役割分担と連携や医師会等の医療関係団体等との連携についても、各都道府県の実情を踏まえた上で規定することが望ましい。

1 対人措置及び対物措置を実施する際の留意点や関係各機関の連携に関する事項

2 積極的疫学調査のための体制の構築

3 新感染症の発生時の対応に関する事項

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

一 感染症に係る医療提供の考え方

1 近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒が可能となった現在においては、感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本である。

2 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきである。このため、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関においては、①感染症の患者に対しては、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリング（相談）を患者の心身の状況を踏まえつつ行うこと等が重要である。また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要である。

3 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターとの連携体制の構築をしていく必要がある。

二 国における感染症に係る医療を提供する体制

1 厚生労働大臣は、新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当

させる医療機関として、総合的な診療機能とともに集中治療室又はこれに準ずる設備を有する病院について、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上で、特定感染症指定医療機関を指定することとする。

2 特定の地域で感染症の大規模集団発生があった場合には、国は、健康危機管理の観点とともに、医療の提供の観点からも、地方公共団体や医療機関に対し、必要な支援を積極的に果たすことが必要である。

3 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、その予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。また、国は、医薬品の備蓄や適正な使用方法等に関する計画をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく必要がある。

4 国内において発生数が極めて少ない感染症の治療に必要な医薬品の確保を十分にすることができるよう、特に、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等において、これらの稀少感染症に対する医薬品を必要に応じて直ちに使用することができるよう、国は、十分に配慮することが必要である。

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、病院の所在地を管轄する都道府県知事は、当該指定に係る病床が一都道府県当たり二床以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の都道府県の区域内の一類感染症、二類感染症又は新型インフル

エンザ等感染症の患者の入院を担当させる第一種感染症指定医療機関として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第二種感染症指定医療機関に指定することとする。

- 3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。以下同じ。）ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認める病床数の総和以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができる。

- 4 都道府県知事等は、感染症の患者の迅速かつ適切な移送のための体制の整備に努めるとともに、関係市町村及び消防機関に対して、感染症等に関し、適切に情報提供するなど密接な連携を図り、感染症患者の移送及びまん延の防止対策の実施等に万全を期することが重要である。また、新感染症の所見がある者の移送の場合にあつては、国が積極的に協力することが重要である。

さらに、消防機関が移送した傷病者が法第十二条第一項第一号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、医療機関から消防機関に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供することが重要である。

- 5 一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがあるため、都道府県等においては、そのために必要な対応についてあらかじめ定めておくことが

重要である。

6 新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

四 その他感染症に係る医療の提供のための体制

1 感染症患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるのではなく、一般医療機関においても提供されることがあることに留意する必要がある。具体的には、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。

2 一類感染症、二類感染症等であつて、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、都道府県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討することも必要である。

3 また、一般の医療機関においても、国及び都道府県等から公表された感染症に関する情報について積極的に把握し、同時に医療機関において感染症のまん延の防止のために必要な措置も講ずることが重要である。さらに、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療の提供がなされることが求められる。

4 一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、国及び都道府県等においては、医師会等の医療関係団体と緊密な連携を図ることが重要である。

五 関係各機関及び関係団体との連携

1 感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供のため、新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症

に対応する感染症指定医療機関については、国及び都道府県がそれぞれ、必要な指導を積極的に行うことが重要である。

2 特に地域における感染症対策の中核的機関である保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等の医療関係団体等との緊密な連携が重要である。

3 一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要である。このため、国、都道府県等は、それぞれ医師会等の医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図ることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において、地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項を定めるに当たつては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 感染症に係る医療の提供の考え方

2 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の整備の目標に関する事項

3 感染症の患者の移送のための体制に関する事項

4 医薬品の備蓄又は確保に関する事項

5 平時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項

6 医師会等の医療関係団体等との連携に関する事項

第五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

一 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染

症対策の基本となるべきものである。このため、国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することが必要である。

二 国における感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進

1 国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立保健医療科学院、検疫所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症及び病原体等に関する調査及び研究を積極的に進めていくことが必要である。

2 国は、全国規模の調査や高度な検査技術等を必要とする研究、感染経路や宿主動物に関する調査、病原体等を迅速かつ簡便に検出する検査法の開発のための研究、保健衛生情報が社会に与える影響の人間行動学的な手法による実証的な研究等の感染症対策に直接結びつく応用研究をこれまでに以上に推進する必要がある。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学研究機関等のこの分野における機能を強化する必要がある。また、国は、海外及び民間との積極的な連携や地方公共団体における調査及び研究の支援を進めることが重要である。

3 海外において国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると考えられる感染症が発生した場合等は、必要に応じて我が国からも専門家を派遣し、世界保健機関、米疾病管理センター等と連携を図りながら、当該感染症について調査研究を進めることが必要である。

4 国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、研究協力機関（調査又は研究が特に必要と認められる感染症及び病原体等について、地方衛生研究所、大学研究機関等のうち共同して研究等を行うものとして適当と認めるものをいう。）との共同研究、積極的疫学調査の共同実施等を行うものとする。また、緊急に対応が必要となる新感染症の出現時や感染症の大量発生時、新たな薬剤耐性菌の出現時等において、これらのつながりを通じて感染症及び病原体等に関する調査及び研究を推進して

いく体制を構築していくことが重要である。

三 地方公共団体における調査及び研究の推進

1 都道府県等における調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である地方衛生研究所が都道府県等の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むことが重要である。

2 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的な調査及び研究を地方衛生研究所等との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていくことが重要である。

3 地方衛生研究所においては、都道府県等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、都道府県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていくこととする。

4 地方公共団体における調査及び研究については、例えば、その地域に特徴的な感染症の発生動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用が特に求められる。

四 関係各機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係各機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図ることが必要である。

五 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において感染症及び病原体等に関する研究の推進に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、それぞれの地域の実情に応じた感染症の発生動向をはじめとして、地域の環境や当該地域に多い感染症の特性に応じた調査及び研究の推進の方向性について規定することが望ましい。

第六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

一 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する考え方

1 ワクチンや抗菌薬等（以下「ワクチン等」という。）の感染症に係る医薬品は、感染症の予防や感染症患者に対する良質な医療を提供する上で不可欠なものである。特にワクチンの接種は、感染症の予防に最も有効な手段の一つであるが、その一方で、現在においても、ワクチン等の有効な医薬品が未だに開発されていない感染症が数多く存在するのも現実である。

2 感染症に係る医薬品の研究開発は、国と民間が相互に連携を図って進めていくことが効果的であり、国としても、その役割に応じて積極的に取り組んでいくこととする。

3 このため、国においては、国立感染症研究所等において、感染症に係る必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう支援していくことが必要である。

二 国における研究開発の推進

国においては、資金力や技術力の面で民間では研究開発が困難なワクチン等の医薬品において、国が自ら研究を行うため、国立感染症研究所等の国立試験研究機関や国立病院等の治験受託機関の機能強化を図るとともに、海外の研究機関及び民間との連携を進める。

また、民間においてもこのような研究開発が適切に推進されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第七十七条の二に規定する希少疾病用医薬品

指定制度、各種研究事業等の施策を着実に推進するほか、民間がこのような研究開発に取り組みやすい環境の整備に配慮することが必要である。

なお、これらの研究開発に当たっては、研究開発に係るワクチン等の副反応の減少等、安全性の向上に特に配慮されるようにする必要がある。

三 民間における研究開発の推進

ワクチン等の医薬品の研究開発は、感染症の予防及びそのまん延防止に資するものであるとの観点から、製薬企業等においても、その能力に応じて推進されることが望ましい。

四 関係各機関及び関係団体との連携

ワクチン等の医薬品の開発は、基礎研究から臨床的な研究まで広範囲な知見が必要となるものであり、国の関係機関及び関係団体との間において十分な連携が図られることが重要である。

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時等のように当該感染症の予防及びまん延の防止に必要なワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造販売業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合、当該ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について開発の支援を行うとともに、医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により医薬品医療機器等法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、医薬品医療機器等法に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

一 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

1 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。

2 地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条の三及び第八条の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

二 国における感染症の病原体等の検査の推進

国においては、国内では発生がまれな感染症の病原体等の同定検査や病原体等のより詳細な解析等の役割を担うことが必要である。このため、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等を図る必要がある。

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、

他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。

2 地方衛生研究所は、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行っていくことが重要である。

3 都道府県等は、それぞれが有する地方衛生研究所の病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれ連携を図ることが重要である。

4 保健所においても、地方衛生研究所と連携して、自らの役割を果たせるよう検査機能等の充実を図ることが重要である。

四 国及び都道府県等における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものである。国及び都道府県等においては、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できるようにしていくことが重要である。

五 関係機関及び関係団体との連携

国及び都道府県等においては、病原体等の情報の収集に当たって、国及び都道府県等が医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めることが重要である。また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくことが求められる。

第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

一 人材の養成に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、国及び都道府県等は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

二 国における感染症に関する人材の養成

1 保健所及び地方衛生研究所の職員等の資質の向上のため及び感染症指定医療機関の医師をはじめとした一般の医療機関の臨床医の感染症に関する知識の向上のため、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等において、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく必要がある。

2 国は、関係団体や関係学会との密接な連携を図りつつ、感染症の医療に関して専門的知識を有する医師の養成に資する施策を講ずることが重要である。

3 国は、効果的かつ効率的に人材の養成を行うために、感染症に関し既に行われている研修その他に係る課程に検討を加え、その結果を踏まえ必要があると認める場合には、必要な措置を講ずることが重要である。

三 都道府県等における感染症に関する人材の養成

都道府県知事等は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会に保健所及び地方衛生研究所職

員等を積極的に派遣するとともに、都道府県等が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図ることが重要である。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を地方衛生研究所や保健所等において活用等を行うことが重要である。

四 医師会等における感染症に関する人材の養成

感染症指定医療機関においては、その勤務する医師の能力の向上のための研修等を実施するとともに、医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要である。

五 関係各機関及び関係団体との連携

国及び都道府県等は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努めることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した人材の養成に関する事項を定めるに当たっては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 国及び都道府県が行う研修への保健所等の職員の参加に係る計画に関する事項

2 研修を終了した保健所職員の保健所等における活用に係る計画に関する事項

3 人材の養成に係る医師会をはじめとする関係各機関及び団体との連携のための方策に関する事項

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と

同意に基づいた医療を提供することが、国民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。さらに、国及び地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要である。

二 国における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

1 国は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーンや各種研修の実施、教材の作成、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場参加のための取組等の必要な施策を講じる。例えば、感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、関係省庁である厚生労働省及び文部科学省が連携を図りながら、必要な施策を講ずることが重要である。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められる。

2 国は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を講ずる。

3 国は特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、指針を作成した上で、これらの周知を図ることとする。また、これらの指針については、定期的に見直すこととする。

三 地方公共団体における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策

地方公共団体は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実することが重要である。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等を行うことが重要である。

四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のためのその他の方策

1 患者等のプライバシーを保護するため、国及び都道府県等は、医師が都道府県知事等へ感染症患者に関する届出を行った場合に

は、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図ることが重要である。

2 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、国及び都道府県等は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図ることが重要である。

五 関係各機関との連携

国の行政機関間、国及び地方公共団体間、地方公共団体間等における密接な連携のため、定期会議の開催等が行われることが重要である。

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重のための施策に関する事項について定めるに当たっては、一から五までの事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

1 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

2 患者情報の流出防止等のための具体的方策に関する事項

3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための都道府県等における関係部局の連携方策に関する事項

4 国、他の都道府県等、医師会等の医療関係団体、報道機関等の関係各機関との連携方策に関する事項

第十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項

一 特定病原体等の適正な取扱いに関する基本的な考え方

特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況

その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行われなければならない。

二 特定病原体等の適正な取扱いのための施策

1 一種病原体等については、厚生労働大臣において、一種病原体等を所持し、試験研究を行う国等の施設を的確に指定するとともに、当該施設における一種病原体等の管理が適切に実施されていることを常に把握しておくことが重要である。

2 二種病原体等については、厚生労働大臣において、二種病原体等の所持及び輸入の許可を行うに当たり、当該所持又は輸入の目的を踏まえ、欠格条項に該当していないこと又は許可の基準に適合していることを厳格に審査し、確認するとともに、当該許可の申請を通じて把握する情報を適切に整理し、保管することが重要である。

3 三種病原体等については、厚生労働大臣において、三種病原体等の所持又は輸入の届出を通じて把握する情報を適切に整理し、保管することが重要である。

4 厚生労働大臣は、特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、必要に応じて関係機関に連絡するとともに、改善命令その他の特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な監督を行う必要がある。

5 国においては、特定病原体等を所持する都道府県等の研究機関、大学の研究機関等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を積極的に提供することが重要である。このため、厚生労働大臣は、各研究機関等を所管する関係省庁と連携して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する周知を行うべきである。

6 国は、特定病原体等の適正な取扱いのための措置を的確に実施できるよう人員等の体制確保に努める必要がある。

三 関係各機関との連携

1 厚生労働大臣においては、法第五十六条の三十八第四項に規定する警察庁長官、海上保安庁長官又は消防庁長官への連絡を確実

に行うほか、盗取、所在不明等の事故時や、地震、火災その他の災害時において特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために関係機関との緊密な連携を図ることが重要である。

2 特定病原体等の盗取等を防止するため、厚生労働省において保管される情報のみならず、関係各機関の間において共有される情報も含め、平素からその管理の徹底を図る必要がある。

3 事故、災害等が発生した場合においては、関係各機関と連携を取りつつ、必要に応じて関係者からの報告や関係施設への立入りを行う等により、迅速かつ的確に対応することが重要である。

4 特定病原体等が不正に輸入されることを防止するため、厚生労働省においては、税関等の関係各機関と十分な連携を図ることが重要である。

第十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

1 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、都道府県は、予防計画において、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。

2 国及び都道府県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

3 国は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県等に対し

てこの法律により行われる事務について必要な指示を行い、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

4 国は、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときには、都道府県等に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請し、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

5 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、地方公共団体に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、国は、関係する地方公共団体に職員や専門家を派遣する等の支援を行うものとする。

二 緊急時における国と地方公共団体との連絡体制

1 都道府県知事等は、法第十二条第三項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図ることが重要である。

2 検疫所において、一類感染症の患者等を発見した場合には、当該者等に対し検疫法に規定する措置をとるほか、関係都道府県知事等に幅広く情報提供を行うとともに、当該都道府県知事等と連携し、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行うものとする。

3 緊急時における国から都道府県等への連絡については、関係する都道府県等に対して迅速かつ確実に連絡が行われる方法により行うこととする。

4 緊急時においては、国は都道府県等に対して感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など都道府県等が対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供するとともに、都道府県等は当該地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携をとることが重要である。

三 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- 1 関係地方公共団体は、緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行うことが重要である。また、都道府県等から消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡することが重要である。
- 2 都道府県等から関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供することとともに、都道府県知事と保健所を設置する市及び特別区との緊急時における連絡体制を整備しておくことが重要である。
- 3 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、都道府県は、都道府県内の統一的な対応方針を提示する等の、市町村間の連絡調整を行う等の指導的役割を果たす必要がある。

- 4 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する都道府県等で構成される対策連絡協議会を設置する等の連絡体制の強化に努めるべきである。

四 国及び地方公共団体と関係団体との連絡体制

国及び地方公共団体は、それぞれ医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図ることが重要である。

五 緊急時における情報提供

緊急時においては、国が国民に対して感染症の患者の発生状況や医学的知見など国民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供することが重要である。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うものとする。

六 予防計画を策定するに当たつての留意点

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から五までに定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 国又は他の地方公共団体から派遣された職員や専門家の受入れに関する事項
- 2 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、分析及び公表に関する事項
- 3 緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項

第十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

一 施設内感染の防止

病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、都道府県等にあつては、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、これらの施設の開設者及び管理者にあつては、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努めることが重要である。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、その都道府県等や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。

また、都道府県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及していくことが重要である。

二 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、都道府県知事等は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努めることが重要である。その際、各都道府県等においては、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施することが重要である。

三 検疫所の機能強化

感染症対策における検疫の重要性にかんがみ、検疫所の機能強化のために必要な施策を講ずることとする。

四 動物由来感染症対策

1 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置については、厚生労働省及び農林水産省は連携して、感染症の発生状況等を考慮して、輸入禁止地域（法第五十四条第一号に規定する地域をいう。）を設定するとともに、輸入が可能な地域から持ち込まれるものであっても法第五十五条が規定するところにより安全性が確保されるための一定の条件に適合するものについてのみ輸入を認める。

2 感染症を人に感染させるおそれがある動物（法第五十四条の規定により輸入が禁止されているものを除く。）又はその死体を輸入しようとする場合にも、法第五十六条の二の規定に基づき届出書の提出及び感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨等を記載した輸出国政府機関の発行する衛生証明書又はその写しの添付を求める。

3 国及び都道府県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第十三条に規定する届出の義務について周知を行うとともに、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図って、国民への情報提供を進めることが重要である。

4 ペット等の動物を飼育する者は、3により国民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めることが重要である。

5 国及び都道府県等は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、保健所、地方衛生研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が連携を図りながら調査に必要な体制について構築していくことが重要である。

6 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、都道府県等の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講じていくことが重要である。

五 国際保健規則への対応

国際保健規則（世界保健機関において千九百六十九年に採択された国際保健規則をいう。以下同じ。）は、世界の交通に対する阻害は最小限に抑えつつ、対象疾患について必要な措置を講ずることにより疾病の国際的伝播を防止することを目的として定めているものである。我が国も、国際社会の一員として、国際保健規則の趣旨に沿った対策のための体制を構築し、地球規模の対策に積極的に参加することが重要である。さらに、国際保健規則において新たな基準等が定められた場合は、必要に応じて、その基準等と国内の体制との整合を図るため、速やかに所要の措置を講ずることとする。

六 世界保健機関との連携等国際協力

1 国はマラリアをはじめとする寄生虫対策について、世界保健機関等と連携しながら、国際的な取組を積極的に行っていくことが重要である。

2 国は政府開発援助による二国間協力事業により、途上国の感染症対策のための人材の養成や研究の推進を図るとともに、これらの国との研究協力の構築や情報の共有に努めることが重要である。

七 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所等の窓口に我が国の感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行うことが重要である。

平成十三年一月六日から適用する。

改正文 (平成一五年一二月一九日厚生労働省告示第四三八号) 抄
公布の日から適用する。

改正文 (平成一七年三月三十一日厚生労働省告示第一五八号) 抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成一九年三月三〇日厚生労働省告示第七一号) 抄
平成十九年四月一日から適用する。

改正文 (平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一三九号) 抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成二三年五月二日厚生労働省告示第一五二号) 抄
平成二十三年五月二日から適用する。

改正文 (平成二六年一月二一日厚生労働省告示第四三九号) 抄
薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年十一月二十五日)から適用する。

改正文 (平成二七年三月三十一日厚生労働省告示第一九三号) 抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二十九年三月十日厚生労働省告示第六十九号) 抄
公布の日から適用する。